熊本県観光拠点支援事業費補助金交付要項第４条に規定する連携計画の様式等について、次の要領のとおり定める。

令和２年６月２３日

公益社団法人　熊本県観光連盟会長　矢田　素史

熊本県観光拠点支援事業費補助金実施要領

（通則）

第１条　この要領は、熊本県観光拠点支援事業費補助金交付要項（以下「交付要項」という。）第４条に規定する計画の様式等について定めるものである。

（連携計画の様式等）

第２条　交付要項第４条第１項の規定に基づき市町村が提出する連携計画は、別紙第１に定める様式とする。

２　この要領に基づく事務手続は、熊本県観光連盟専務理事（以下、「専務理事」という。）が担当するものとする。

（審査の観点等）

第３条　専務理事は、市町村から提出された連携計画について、交付要項との整合性を確認するとともに、次の各号の観点から審査を行う。

　（１）宿泊施設の経営の改善に与える影響

（２）施策効果の把握及び評価の実行性

２　専務理事は、連携計画に記載された市町村の施策（以下「施策」という。）について、疑義等がある場合は、市町村に対し意見を述べるものとする。

（市町村に対する助言等）

第４条　専務理事は、市町村から求めがあった場合には、取組みの具体的手法等について助言を行うことができる。

２　専務理事は、市町村から求めがあった場合には、当該市町村が講じようとする施策の広報に協力することができる。

３　専務理事は、市町村に対し、当該市町村管内の事業者からの申請情報等について、必要に応じて情報提供を行うことができる。

（補助上限額に対応する収容人員）

第５条　専務理事は、交付要項別紙に基づく補助上限額に対応する収容人員に関して、事業者から必要な書類を提出させたたうえ、適当と判断される場合は、旅館業法上の届出を超える場合であっても、その人数に応じた補助上限額を設定できる。

（情報の公開等）

第６条　専務理事は、交付要項第１４条第１項の規定に基づき報告された補助事業の効果等について、個別事業者が特定できないように加工した上で、その分析結果を実績として公開することができる。

２　専務理事は、国・地方公共団体その他の補助金が同一の経費に対して重複交付されること等を防止するため、観光拠点支援事業費補助金が財源に含まれる中小企業者に対する補助金の交付の状況等について、情報の公開又は他の行政庁からの照会に対応できる体制を構築するよう努めなければならない。

附則　この要領は、交付要項の施行日から適用する。

（別紙第１）

年　　月　　日

公益社団法人　熊本県観光連盟会長　様

市町村担当課長

連携計画（熊本県観光拠点支援事業）

１．新型コロナウイルス感染症の影響による管内宿泊施設の事業活動の減衰の状況

　（管内の宿泊施設の宿泊者数や経営の状況）

２．講じようとする市町村独自施策と補助事業との連携に係る具体的手法及び実行体制

　（１）施策を講じる目的

　（２）施策の具体的手法

　（３）施策の実行体制

（４）施策の利用状況や効果

３．熊本県観光拠点支援事業に期待する事項